

ゴールド興産 株式会社による無登録肥料の生産・販売について

農林水産省は、ゴールド興産 株式会社が生産・販売していた堆肥について、堆肥に使用できない原料が使われており、特殊肥料に該当しないことを確認しました。これを受け、農林水産省は同社に対して、既に販売した当該肥料を回収するよう指導を行いました。

なお、立入検査において収去した肥料を分析した結果、法定の含有許容量を超える有害な重金属は検出されなかったことから、当該肥料を施用したほ場で生産された農作物の安全性に問題はありません。

1. 経緯

独立行政法人 農林水産消費安全技術センターが、平成 27 年 6 月 2 日から 3 日にかけて、ゴールド興産 株式会社 本社工場（宮城県 大崎市 古川旭 5 丁目 3 番 26 号）、同社 東北工場（宮城県 遠田郡 美里町 中俣十二神 10 番地 1）及び同社 宮城工場（宮城県 遠田郡 美里町 関根字船窪 13 番地 1）に対して、肥料取締法（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 127 号。以下「法」といいます。）第 30 条の 2 第 1 項に基づき、立入検査を実施しました。その結果、農林水産省は、同社が法第 22 条第 1 項に基づき、特殊肥料として宮城県知事に届出を行い生産・販売していた堆肥（肥料の名称：「バッチリ米キング」及び「核アミノ 10」（別添参照））が、特殊肥料に該当しないことを確認しました。

特殊肥料に該当しない肥料は、法第 2 条第 2 項の普通肥料に該当しますが、普通肥料を業として生産する際は、法第 4 条第 1 項に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受ける義務があることから、同社が登録を受けずに当該肥料を生産していたことは、法に違反するものです。

2. ゴールド興産 株式会社が生産していた肥料について

特殊肥料としての堆肥は、特殊肥料等を指定する件（昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号）の規定により、「わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）」である必要があります。

ゴールド興産 株式会社が堆肥として生産・販売していた上記 2 銘柄の肥料については、化学的に合成された「尿素」が、腐熟を促進する材料としては使用量が多く、窒素成分の含有量を引き上げるほど加えられていました。また、消火器をリサイクルした際に排出される「粉末消火薬剤」（主成分に「りん酸アンモニウム」を含む。）を処理したものが原料として使われていました。これらは、普通肥料の原料としては使用できませんが、堆肥の原料として使用することはできません。

なお、独立行政法人 農林水産消費安全技術センターが、立入検査において収去した「核アミノ 10」を分析したところ、最も厳しい基準値が定められた汚泥肥料の含有許容量（法第 3 条第 1 項に基づき、農林水産大臣が普通肥料の種類ごとに定めた、含有を許される有害成分の最大量）と比較しても、これを超える有害な重金属は検出されませんでした。このため、当該肥料を施用したほ場で生産された農作物であっても、その安全性に問題はありません。

3. ゴールド興産 株式会社が生産していた肥料の生産・販売状況

(1) バッチリ米キング

生産時期：平成 18 年 1 月頃から平成 27 年 6 月 2 日まで

生産数量：平成 25 年 約 175 トン

平成 26 年 約 260 トン

平成 27 年 約 233 トン

販売先：宮城県内の JA、全国のホームセンター、肥料販売業者、農業者等

(2) 核アミノ 10

生産時期：平成 19 年 8 月頃から平成 27 年 5 月 18 日まで

生産数量：平成 25 年 約 604 トン

平成 26 年 約 716 トン

平成 27 年 約 574 トン

販売先：宮城県内の JA、全国のホームセンター、肥料販売業者、農業者等

4. 指導状況

農林水産省では、ゴールド興産 株式会社に対して上記 2 銘柄の肥料を回収するよう指導を行いました。

また、同社において、同じように「尿素」及び「粉末消火薬剤」を原料に使用した肥料が生産され、特殊肥料として販売されている可能性があることから、特殊肥料の生産業者の届出を受けている宮城県が、同社が生産する他の銘柄の肥料について調査を行っています。

5. その他

農林水産省は、

- (1) 当該肥料は、化学合成された尿素やりん酸アンモニウムを原料とするものであり、JAS 法に基づく有機農産物の日本農林規格において使用が禁止されているため、有機 JAS 登録認定機関に対し、同機関の認定事業者における当該肥料の使用実態の確認、当該肥料の使用が確認された場合における適切な措置を依頼することとしています。
- (2) また、都道府県等に対し、農業者が環境保全型農業直接支払交付金の取組を実施するほ場において、今後当該肥料を使用しないよう周知することを依頼することとしています。

<添付資料>

- ・ (別添) 「バッチリ米キング」及び「核アミノ 10」の写真
- ・ (参考) 肥料取締法、特殊肥料等を指定する件 参照条文 (抜粋)

お問い合わせ先

<肥料取締法>

消費・安全局 農産安全管理課
担当：肥料検査指導班 伊藤、石原
代表：03-3502-8111 (内線 4508)
ダイヤルイン：03-3502-5968
FAX：03-3580-8592

<有機 JAS >

消費・安全局 表示・規格課
担当者：有機食品制度班 長谷、酒瀬川
代表：03-3502-8111 (内線 4481)
ダイヤルイン：03-6744-7139
FAX：03-6744-0569

<環境保全型農業直接支払交付金>

生産局 農産部 農業環境対策課
担当者：環境直接支払班 井田、齋藤
代表：03-3502-8111 (内線 4748)
ダイヤルイン：03-6744-0499
FAX：03-3502-0869

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(別添)

「バッチリ米キング」及び「核アミノ10」の写真



バッチリ米キング



核アミノ10

(参考)

肥料取締法、特殊肥料等を指定する件参照条文（抜粋）

○ 肥料取締法（昭和25年5月1日法律第127号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じょうに化学的変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物をいう。

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

3～4 [略]

（公定規格）

第三条 農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。

一 次条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料 含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項

二 次条第一項第三号及び第五号に掲げる普通肥料 含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項

2 [略]

（登録を受ける義務）

第四条 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第一号から第六号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第七号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの及び専ら登録を受けた普通肥料（第三号から第五号までに掲げる普通肥料を除く。）が原料として配合される普通肥料であつて農林水産省令で定めるもの（以下「指定配合肥料」という。）については、この限りでない。

一 化学的方法によつて生産される普通肥料（第三号から第五号までに掲げるもの及び石灰質肥料を除く。）

二 化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であつて、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの（第四号に掲げるものを除く。）

三 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄ごとの主要な成分が著しく異なる普通肥料であつて、植物にとつての有害成分を含有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの（第五号に掲げるものを除く。）

四 含有している成分である物質が植物に残留する性質（以下「残留性」という。）からみて、施用方法によつては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産される

ものとして政令で定める普通肥料（以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。）

五 特定普通肥料であつて、第三号の農林水産省令で定める普通肥料に該当するもの

六 前各号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料（前三号に掲げるものを除く。）

七 前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を含む。）

2～3 〔略〕

（特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出）

第二十二條 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 肥料の名称

三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

四 保管する施設の所在地

2 〔略〕

（センターによる立入検査等）

第三十條の二 農林水産大臣は、前条第一項又は第二項の場合において必要があると認めるときは、センターに、同条第一項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に関係がある場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2～4 〔略〕

○ 特殊肥料等を指定する件（昭和25年6月20日農林省告示第177号）（抜粋）

一 肥料取締法第二条第二項の特殊肥料

（イ） 〔略〕

（ロ） 〔略〕

堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

二 〔略〕